

福岡県公報

平成22年4月16日
第3099号
増刊 ①

目次

告示(第707号)

○平成22年度一般会計予算及び特別会計予算 (財政課) …………… 1

告示

福岡県告示第707号

平成22年度一般会計予算及び特別会計予算は、平成22年2月第15回福岡県議会定例会において次のように議決されたので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定により公表する。

平成22年4月16日

福岡県知事 麻生 渡

第 1 号議案

平成22年度福岡県一般会計予算

平成22年度福岡県の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,590,032,427 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(地 方 債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の経費の各項の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成22年3月26日 議決

福岡県知事 麻 生 渡

第1表 歳入歳出予算
歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 県	税	451,844,636
	1 県 民 税	176,694,881
	2 事 業 税	61,954,142
	3 地 方 消 費 税	83,987,090
	4 不 動 産 取 得 税	14,739,909
	5 県 た ば こ 税	10,232,226
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	1,130,709
	7 自 動 車 取 得 税	7,758,036
	8 軽 油 引 取 税	34,620,026
	9 自 動 車 税	60,404,591
	10 鉱 区 税	6,132
	11 狩 猟 税	42,090

(単位：千円)

款	項	金額
	12 産業廃棄物税	263,237
	13 旧法による税	11,567
2 地方消費税清算金		90,918,445
	1 地方消費税清算金	90,918,445
3 地方譲与税		54,532,328
	1 地方法人特別譲与税	50,013,975
	2 地方揮発油譲与税	3,574,516
	3 石油ガス譲与税	256,131
	4 航空機燃料譲与税	687,706
4 地方特例交付金		5,741,929
	1 地方特例交付金	5,741,929
5 地方交付税		280,398,200
	1 地方交付税	280,398,200
6 交通安全対策特別交付金		1,612,635

	1 交通安全対策特別交付金	1,612,635
7 分担金及び負担金		10,755,642
	1 分担金	361,234
	2 負担金	10,394,408
8 使用料及び手数料		10,650,594
	1 使用料	1,832,112
	2 手数料	8,818,482
9 国庫支出金		191,564,887
	1 国庫負担金	111,770,243
	2 国庫補助金	72,340,879
	3 委託金	7,453,765
10 財産収入		5,772,870
	1 財産運用収入	4,465,775
	2 財産売却収入	1,307,095
11 寄附金		420

(単位：千円)

款	項	金 額
	1 寄 附 金	420
12 繰 入 金		66,233,061
	1 特 別 会 計 繰 入 金	4,973,931
	2 基 金 繰 入 金	61,259,130
13 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
14 諸 収 入		138,935,279
	1 延滞金、加算金及び過料等	2,351,902
	2 県 預 金 利 子	25
	3 公営企業貸付金元利収入	2,400,962
	4 貸 付 金 元 利 収 入	117,378,255
	5 受 託 事 業 収 入	2,395,347
	6 収 益 事 業 収 入	7,108,903
	7 利 子 割 精 算 金 収 入	91,319

	8 雑 入	7,208,566
15 県 債		281,071,500
	1 県 債	281,071,500
歳 入 合 計		1,590,032,427

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 議 会 費		2,795,374
	1 議 会 費	2,795,374
2 総 務 費		60,683,221
	1 総 務 管 理 費	29,505,683
	2 企 画 費	4,590,530
	3 徴 税 費	16,575,751
	4 市 町 村 振 興 費	3,415,512
	5 選 挙 費	1,843,770

(単位：千円)

款	項	金額
	6 防 災 費	801,214
	7 統 計 調 査 費	3,283,301
	8 人 事 委 員 会 費	264,156
	9 監 査 委 員 費	403,304
3 保 健 費		200,272,500
	1 保 健 企 画 費	8,910,856
	2 健 康 対 策 費	15,579,448
	3 生 活 衛 生 費	1,859,926
	4 医 薬 費	10,078,678
	5 医 療 介 護 費	150,929,596
	6 高 齢 者 支 援 費	12,913,996
4 環 境 費		4,310,407
	1 環 境 費	4,310,407
5 生 活 労 働 費		131,747,140

	1 県 民 生 活 費	5,188,540
	2 福 祉 企 画 費	3,084,993
	3 児 童 家 庭 費	34,739,528
	4 障 害 者 福 祉 費	30,224,906
	5 生 活 保 護 費	38,362,108
	6 社 会 福 祉 費	9,543,111
	7 労 働 企 画 費	1,867,124
	8 職 業 訓 練 費	4,112,799
	9 失 業 対 策 費	4,336,807
	10 労 働 委 員 会 費	287,224
6 農 林 水 産 業 費		64,616,400
	1 農 林 水 産 業 企 画 費	6,619,922
	2 農 業 費	9,147,843
	3 畜 産 業 費	1,403,357
	4 農 地 費	26,442,696

(単位：千円)

款	項	金額
	5 林業費	13,741,626
	6 水産業費	7,260,956
7 商工費		118,972,139
	1 商業費	112,395,321
	2 工鉱業費	6,285,401
	3 観光費	291,417
8 県土整備費		141,545,829
	1 県土整備企画費	6,571,089
	2 道路橋りょう費	65,336,959
	3 河川海岸費	33,980,515
	4 港湾費	3,736,493
	5 都市計画費	19,529,492
	6 住宅費	7,989,576
	7 河川総合開発等事業費	1,985,963

	8 水 資 源 対 策 費	2,415,742
9 警 察 費		128,351,511
	1 警 察 管 理 費	125,109,611
	2 警 察 活 動 費	3,241,900
10 教 育 費		400,852,818
	1 教 育 総 務 費	39,124,055
	2 小 学 校 費	136,068,988
	3 中 学 校 費	80,748,321
	4 高 等 学 校 費	61,008,719
	5 特 別 支 援 学 校 費	28,753,215
	6 社 会 教 育 費	4,491,437
	7 保 健 体 育 費	1,477,510
	8 大 学 費	6,848,920
	9 私 立 学 校 費	42,331,653
11 災 害 復 旧 費		2,730,504

(単位：千円)

款	項	金額
	1 農林水産施設災害復旧費	1,328,191
	2 土木施設災害復旧費	1,402,313
12 公債費		187,025,966
	1 公債費	187,025,966
13 諸支出金		145,928,618
	1 利子割交付金等	143,528,618
	2 公営企業貸付金	2,400,000
14 予備費		200,000
	1 予備費	200,000
歳出合計		1,590,032,427

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
共同公文書館整備費	平成23年度	1,512,501千円
九州国立博物館施設整備費	平成23年度	122,323千円
福岡県環境保全施設等整備資金融資制度の推進に伴う福岡県信用保証協会に対する損失補償	平成22年度から平成33年度まで	2,400千円 ただし、求償権の行使にともない回収金が返還されたときは、当該金額相当額を限度額に加算することができる。
福岡県中小企業振興資金融資制度の推進に伴う福岡県信用保証協会に対する損失補償	平成22年度から平成35年度まで	1,622,000千円 ただし、求償権の行使にともない回収金が返還されたときは、当該金額相当額を限度額に加算することができる。
福岡県中小企業振興センターに対する損失補償	平成22年度から平成35年度まで	160,000千円
農業近代化資金利子補給	平成23年度から平成43年度まで	270,839千円 ただし、平成22年度利子補給対象融資限度額 2,500,000千円
畜産経営環境調和推進資金利子補給	平成23年度から平成33年度まで	5,612千円 ただし、平成22年度利子補給対象融資限度額 100,000千円
農業経営体育成資金利子補給	平成23年度から平成48年度まで	73,845千円 ただし、平成22年度利子補給対象融資限度額 2,700,000千円
農家負担軽減支援特別資金利子補給	平成23年度から平成38年度まで	29,781千円 ただし、平成22年度利子補給対象融資限度額 300,000千円
農林漁業災害対策資金利子補給	平成23年度から平成26年度まで	5,644千円 ただし、平成22年度利子補給対象融資限度額 300,000千円
農林漁業災害対策資金損失補償	平成22年度から平成30年度まで	2,700千円
農地利用推進事業損失補償	平成22年度から平成28年度まで	567,600千円

事 項	期 間	限 度	額
大家畜経営再建支援資金利子補給	平成23年度から平成47年度まで	ただし、平成22年度利子補給対象融資限度額 450,000千円	8,299千円
養豚経営再建支援資金利子補給	平成23年度から平成32年度まで	ただし、平成22年度利子補給対象融資限度額 35,000千円	270千円
畜産経営維持緊急支援資金利子補給	平成23年度から平成47年度まで	ただし、平成22年度利子補給対象融資限度額 475,000千円	8,024千円
湛水防除事業費	平成23年度から平成24年度まで		420,000千円
漁業近代化資金利子補給	平成23年度から平成38年度まで	ただし、平成22年度利子補給対象融資限度額 900,000千円	57,549千円
福岡北九州高速道路公社の民間資金の借入れに対する債務保証	平成22年度から平成42年度まで	建設資金借入金562,500千円及び利子に相当する額	
福岡北九州高速道路公社の政府資金の借入れに対する債務保証	平成22年度から平成42年度まで	建設資金借入金1,313,000千円	
福岡北九州高速道路公社の政府資金、民間資金、公営企業金融公庫資金及び設立団体資金の借換えに対する債務保証	平成22年度から平成42年度まで	建設資金借入金27,988,000千円及び利子に相当する額	
福岡県道路公社業務のための民間資金の借入れに対する債務保証	平成22年度から平成32年度まで	業務資金借入金7,284,575千円及び利子に相当する額	
道路改良費	平成23年度		640,000千円
地域活力基盤道路整備事業費	平成23年度から平成24年度まで		2,967,000千円
橋りょう架換費	平成23年度		160,000千円
広域河川改修費	平成23年度から平成24年度まで		619,805千円

地域活力基盤街路整備事業費	平成23年度	538,000千円
都市公園施設費	平成23年度から 平成24年度まで	2,003,216千円
公営住宅建設費	平成23年度	1,924,410千円
公営住宅ストック総合改善事業費	平成23年度	171,480千円
老朽校舎改築費	平成23年度	1,271,593千円
施設充実費	平成23年度	742,273千円
体育館建設費	平成23年度	177,249千円
高等学校再編整備費	平成23年度	138,557千円
特別支援学校整備費	平成23年度	1,535,183千円
青年の家整備費	平成23年度	170,045千円

第3表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
総務施設整備事業費	403,100	証書借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。 証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき90円以上とする。 発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。 証券発行時期が適当でないと認められるときは、この起債にかわる短期債を起すことができる。 起債時期は平成22年度とする。 ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を平成23年度以降に繰り越すことができる。	年9.0%以内	起債年度から据置期間を含め30年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。 ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。 この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。 償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。
鉄道整備事業費	89,100			
直轄空港事業負担金	823,900			
空港周辺整備機構貸付金	4,700			
保健施設整備事業費	4,032,000			
環境施設整備事業費	825,700			
自然公園整備事業費	54,400			
石綿健康被害救済基金負担金	29,100			
生活労働施設整備事業費	669,300			
農林水産施設整備事業費	28,600			
農業事業費	719,100			
農地事業費	3,961,900			
造林事業費	36,300			

林道事業費	1,493,200			
治山事業費	2,298,100			
水産事業費	1,845,500			
河川事業費	11,010,100			
砂防事業費	2,738,600			
海岸事業費	502,000			
港湾事業費	901,800			
福岡北九州高速道路公社 出資	937,500			
土地区画整理組合貸付金	100,000			
都市計画事業費	2,515,800			
道路事業費	33,726,900			
鉄道整備事業負担金	2,091,100			
直轄事業負担金	14,882,800			
公営住宅建設事業費	3,080,400			
警察施設整備事業費	1,107,600			

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
教育施設整備事業費	9,275,400			
災害復旧事業費	535,500			
福岡北九州高速道路公社転貸	937,000			
空港周辺整備機構転貸	13,000			
退職手当	18,300,000			
臨時財政対策	161,102,000			
計	281,071,500			

第 2 号議案

平成22年度福岡県財政調整基金特別会計予算

平成22年度福岡県財政調整基金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 49,760 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

平成22年 3月26日 議決

福岡県知事 麻 生 渡

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		49,760
	1 財 産 運 用 収 入	49,760
歳 入 合 計		49,760

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 積 立 金		49,760
	1 積 立 金	49,760
歳 出 合 計		49,760

第 3 号議案

平成22年度福岡県公債管理特別会計予算

平成22年度福岡県公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 363,106,714 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

平成22年 3 月26日 議決

福岡県知事 麻 生 渡

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		218,857,714
	1 一 般 会 計 繰 入 金	186,559,396
	2 基 金 繰 入 金	32,298,318
2 県 債		144,249,000
	1 県 債	144,249,000
歳 入 合 計		363,106,714

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 公 債 費		363,106,714
	1 公 債 費	363,106,714
歳 出 合 計		363,106,714

第 4 号議案

平成22年度福岡県市町村振興基金特別会計予算

平成22年度福岡県市町村振興基金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 44,335 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

平成22年 3 月26日 議決

福岡県知事 麻 生 渡

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 諸 収 入		44,334
	1 諸 収 入	44,334
2 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
歳 入 合 計		44,335

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 事 務 費		231
	1 事 務 費	231
2 繰 出 金		44,104
	1 一 般 会 計 繰 出 金	44,104

歳 出 合 計

44,335

第 5 号議案

平成22年度福岡県母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

平成22年度福岡県母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,042,298千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

平成22年3月26日 議決

福岡県知事 麻 生 渡

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 諸 収 入		385,587
	1 諸 収 入	385,587
2 繰 入 金		13,009
	1 一 般 会 計 繰 入 金	13,009
3 繰 越 金		643,702
	1 繰 越 金	643,702
歳 入 合 計		1,042,298

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 母 子 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 事 業 費		1,042,298
	1 母 子 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 事 業 費	1,042,298

歳 出 合 計

1,042,298

第 6 号議案

平成22年度福岡県災害救助基金特別会計予算

平成22年度福岡県災害救助基金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 24,932 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

平成22年3月26日 議決

福岡県知事 麻 生 渡

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		24,932
	1 財 産 運 用 収 入	24,932
歳 入 合 計		24,932

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 財 産 費		24,932
	1 基 金 積 立 金	24,932
歳 出 合 計		24,932

第 7 号議案

平成22年度福岡県農業改良資金助成事業特別会計予算

平成22年度福岡県農業改良資金助成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 458,535 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地 方 債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

平成22年3月26日 議決

福岡県知事 麻 生 渡

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		24,643
	1 一 般 会 計 繰 入 金	24,643
2 繰 越 金		298,935
	1 繰 越 金	298,935
3 諸 収 入		96,891
	1 諸 収 入	96,891
4 県 債		38,066
	1 県 債	38,066
歳 入 合 計		458,535

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 農業改良資金助成事業費		458,535
	1 農業改良資金助成事業費	458,535
歳 出 合 計		458,535

第2表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農業改良資金貸付事業費	38,066	証書借入の方法により政府から起債する。	無利子	青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成7年法律第2号）第19条第3項の規定に基づき償還する。 償還財源は当該貸付金の償還金をもってこれにあてる。

第 8 号議案

平成22年度福岡県営林造成事業特別会計予算

平成22年度福岡県営林造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 376,845 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地 方 債)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

平成22年 3 月26日 議決

福岡県知事 麻 生 渡

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		37
	1 使 用 料	37
2 国 庫 支 出 金		28,821
	1 国 庫 補 助 金	28,821
3 財 産 収 入		5,198
	1 財 産 売 払 収 入	5,198
4 繰 入 金		323,382
	1 一 般 会 計 繰 入 金	323,382
5 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
6 諸 収 入		5,506
	1 雑 入	5,506

7 県 債		13,900
	1 県 債	13,900
歳 入 合 計		376,845

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 県 営 林 造 成 事 業 費		376,845
	1 県 営 林 造 成 事 業 費	376,845
歳 出 合 計		376,845

第2表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
<p>県営林造成事業費</p>	<p>13,900</p>	<p>証券借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。 証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき90円以上とする。 発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。 証券発行時期が適当でないと認められるときは、この起債にかわる短期債を起すことができる。 起債時期は平成22年度とする。 ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を平成23年度以降に繰り越すことができる。</p>	<p>年9.0%以内</p>	<p>起債年度から据置期間を含め40年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。 ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。 この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。 償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。</p>

第 9 号議案

平成22年度福岡県林業改善資金助成事業特別会計予算

平成22年度福岡県林業改善資金助成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 266,794 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

平成22年 3月26日 議決

福岡県知事 麻 生 渡

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		1,492
	1 一 般 会 計 繰 入 金	1,492
2 繰 越 金		220,661
	1 繰 越 金	220,661
3 諸 収 入		44,641
	1 諸 収 入	44,641
歳 入 合 計		266,794

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 林業改善資金助成事業費		266,794
	1 林業改善資金助成事業費	266,794

歳 出 合 計

266,794

第 10 号議案

平成22年度福岡県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算

平成22年度福岡県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 152,550 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

平成22年 3 月26日 議決

福岡県知事 麻 生 渡

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		2,539
	1 一 般 会 計 繰 入 金	2,539
2 繰 越 金		37,838
	1 繰 越 金	37,838
3 諸 収 入		112,173
	1 諸 収 入	112,173
歳 入 合 計		152,550

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 沿 岸 漁 業 改 善 資 金 費		152,550
	1 沿 岸 漁 業 改 善 資 金 費	152,550

出 合 計

152,550

第 11 号議案

平成22年度福岡県小規模企業者等設備導入資金貸付事業特別会計予算

平成22年度福岡県小規模企業者等設備導入資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2,441,293 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地 方 債)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

平成22年 3 月26日 議決

福岡県知事 麻 生 渡

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 県 債		122,880
	1 県 債	122,880
2 繰 入 金		64,900
	1 一 般 会 計 繰 入 金	64,900
3 諸 収 入		1,187,041
	1 雑 入	1,187,041
4 繰 越 金		1,066,472
	1 繰 越 金	1,066,472
歳 入 合 計		2,441,293

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 小規模企業者等設備費 導入資金貸付事業費		1,255,808
	1 小規模企業者等設備費 導入資金貸付事業費	1,255,808
2 公 債 費		1,185,485
	1 公 債 費	1,185,485
歳 出 合 計		2,441,293

第2表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
小規模企業者等設備導入 資金貸付事業費	122,880	証書借入の方法により独立行政法人中小 企業基盤整備機構から起債する。	年1.35%以内	独立行政法人通則法（平成11年法律第103 号）第28条の規定に基づく業務方法書の定 めるところにより償還する。 償還財源は当該貸付金の償還金をもって これにあてる。

第 12 号議案

平成22年度福岡県公共用地先行取得事業特別会計予算

平成22年度福岡県公共用地先行取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 133,090 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

平成22年 3 月26日 議決

福岡県知事 麻 生 渡

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		133,090
	1 財 産 運 用 収 入	20,008
	2 財 産 売 払 収 入	113,082
歳 入 合 計		133,090

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 積 立 金		20,008
	1 積 立 金	20,008
2 繰 出 金		113,082
	1 基 金 繰 出 金	113,082
歳 出 合 計		133,090

第13号議案

平成22年度福岡県河川開発事業特別会計予算

平成22年度福岡県河川開発事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 13,154,337 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表継続費」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

平成22年3月26日 議決

福岡県知事 麻 生 渡

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 巨瀬川開発事業費収入		405
	1 繰 入 金	405
2 那珂川開発事業費収入		6,354,660
	1 国 庫 補 助 金	1,658,833
	2 分 担 金 及 び 負 担 金	2,740,224
	3 繰 入 金	289,003
	4 県 債	1,525,600
	5 諸 収 入	141,000
3 祓川開発事業費収入		6,799,272
	1 国 庫 補 助 金	2,387,784
	2 分 担 金 及 び 負 担 金	1,822,204
	3 繰 入 金	416,584

	4 県 債	2,172,700
歳 入 合 計		13,154,337

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 巨瀬川開発事業費		405
	1 巨瀬川開発事業費	405
2 那珂川開発事業費		6,354,660
	1 那珂川開発事業費	6,354,660
3 祓川開発事業費		6,799,272
	1 祓川開発事業費	6,799,272
歳 出 合 計		13,154,337

第2表 継 続 費
(変 更)

(単位：千円)

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年度	年 割 額	総 額	年度	年 割 額
1 巨瀬川開発事業費	1 巨瀬川開発事業費	巨瀬川開発事業費	35,316,575	51	100,000	35,316,980	51	100,000
				52	204,000		52	204,000
				53	34,000		53	34,000
				54	8,195		54	8,195
				55	62,639		55	62,639
				56	50,000		56	50,000
				57	90,000		57	90,000
				58	90,000		58	90,000
				59	103,106		59	103,106
				60	120,000		60	120,000
				61	125,779		61	125,779
			62	153,815		62	153,815	

				63	226,412		63	226,412
				元	681,877		元	681,877
				2	859,990		2	859,990
				3	680,745		3	680,745
				4	1,303,363		4	1,303,363
				5	1,988,147		5	1,988,147
				6	1,672,863		6	1,672,863
				7	831,056		7	831,056
				8	499,471		8	499,471
				9	454,322		9	454,322
				10	1,533,037		10	1,533,037
				11	1,170,601		11	1,170,601
				12	1,072,541		12	1,072,541
				13	1,094,631		13	1,094,631
				14	1,564,681		14	1,564,681

(単位：千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
				15	2,802,842		15	2,802,842
				16	2,916,082		16	2,916,082
				17	3,115,179		17	3,115,179
				18	3,111,305		18	3,111,305
				19	3,077,717		19	3,077,717
				20	2,410,099		20	2,410,099
				21	1,108,080		21	1,108,080
							22	405
2	那珂川開発事業費	1 那珂川開発事業費	110,914,593	63	150,000	111,269,253	63	150,000
				元	307,220		元	307,220
				2	364,215		2	364,215
				3	372,846		3	372,846
				4	466,942		4	466,942
				5	529,024		5	529,024

				6	544,587		6	544,587
				7	544,580		7	544,580
				8	549,227		8	549,227
				9	576,749		9	576,749
				10	891,840		10	891,840
				11	764,463		11	764,463
				12	867,311		12	867,311
				13	689,863		13	689,863
				14	638,783		14	638,783
				15	1,720,167		15	1,720,167
				16	3,758,092		16	3,758,092
				17	7,618,309		17	7,618,309
				18	7,774,847		18	7,774,847
				19	9,875,782		19	9,875,782
				20	9,148,890		20	9,148,890

(単位：千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
				21	7,238,685		21	7,238,685
				22	4,300,000		22	6,354,660
				23	3,600,000		23	3,600,000
				24	13,500,000		24	13,500,000
				25	11,200,000		25	11,200,000
				26	12,200,000		26	12,200,000
				27	2,500,000		27	2,500,000
				28	600,000		28	600,000
				29	7,622,171		29	5,922,171
3 祓川開発事業費	1 祓川開発事業費	祓川開発事業費	72,395,294	2	156,221	72,634,566	2	156,221
				3	206,727		3	206,727
				4	211,756		4	211,756
				5	320,369		5	320,369
				6	269,406		6	269,406

				7	275,917		7	275,917
				8	250,183		8	250,183
				9	258,467		9	258,467
				10	672,886		10	672,886
				11	688,724		11	688,724
				12	756,208		12	756,208
				13	771,781		13	771,781
				14	522,583		14	522,583
				15	465,080		15	465,080
				16	492,390		16	492,390
				17	1,488,623		17	1,488,623
				18	2,059,020		18	2,059,020
				19	4,780,970		19	4,780,970
				20	5,919,731		20	5,919,731
				21	6,667,182		21	6,667,182

(単位：千円)

款	項	事業名	補正前		補正後	
			総額	年度 年割額	総額	年度 年割額
				22 7,200,000		22 6,799,272
				23 8,400,000		23 8,400,000
				24 8,900,000		24 8,900,000
				25 7,400,000		25 7,400,000
				26 7,100,000		26 7,100,000
				27 4,100,000		27 4,100,000
				28 1,600,000		28 1,600,000
				29 461,070		29 1,101,070

第3表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
那珂川開発事業費	1,525,600	証書借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。 証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき90円以上とする。 発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。 証券発行時期が適当でないと認められるときは、この起債にかわる短期債を起すことができる。 起債時期は平成22年度とする。 ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を平成23年度以降に繰り越すことができる。	年9.0%以内	起債年度から据置期間を含め30年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。 ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。 この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。 償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。
祇川開発事業費	2,172,700			
計	3,698,300			

第 14 号議案

平成22年度福岡県県営埠頭施設整備運営事業特別会計予算

平成22年度福岡県県営埠頭施設整備運営事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 7,814,615 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地 方 債)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

平成22年 3 月26日 議決

福岡県知事 麻 生 渡

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		460,116
	1 使用料	460,116
2 繰入金		2,300,661
	1 一般会計繰入金	1,279,971
	2 基金繰入金	1,020,690
3 県債		4,209,200
	1 県債	4,209,200
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		36,095
	1 延滞金、加算金及び過料	1
	2 雑入	36,094

6 財 産 収 入		808,542
	1 財 産 運 用 収 入	6,722
	2 財 産 売 払 収 入	801,820
歳 入 合 計		7,814,615

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 県 運 営 埠 頭 施 設 整 備 費		939,614
	1 県 運 営 埠 頭 施 設 整 備 費	939,614
2 公 債 費		6,875,001
	1 公 債 費	6,875,001
歳 出 合 計		7,814,615

第2表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
埠頭施設整備事業費	2,338,200	<p>証書借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。</p> <p>証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき90円以上とする。</p> <p>発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。</p> <p>証券発行時期が適当でないと認められるときは、この起債にかわる短期債を起すことができる。</p> <p>起債時期は平成22年度とする。</p> <p>ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を平成23年度以降に繰り越すことができる。</p>	年9.0%以内	<p>起債年度から据置期間を含め30年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。</p> <p>ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。</p> <p>この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。</p> <p>償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。</p>

第 15 号議案

平成22年度福岡県流域下水道事業特別会計予算

平成22年度福岡県流域下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 20,945,616 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(地 方 債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

平成22年 3 月26日 議決

福岡県知事 麻 生 渡

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 御笠川那珂川流域下水道 事業費収入		8,005,835
	1 分担金及び負担金	4,623,052
	2 国庫補助金	1,855,576
	3 繰入金	461,177
	4 県債	657,200
	5 諸収入	8,562
	6 使用料	268
	7 繰越金	400,000
2 多々良川流域下水道 事業費収入		3,100,634
	1 分担金及び負担金	1,714,362
	2 国庫補助金	280,063
	3 繰入金	453,999

	4 県 債	260,400
	5 諸 収 入	6,247
	6 使 用 料	232
	7 繰 越 金	385,331
3 宝 満 川 流 域 下 水 道 入 事 業 費 収 入		1,910,428
	1 分 担 金 及 び 負 担 金	684,430
	2 国 庫 補 助 金	371,413
	3 繰 入 金	103,592
	4 県 債	165,100
	5 諸 収 入	415,578
	6 使 用 料	46
	7 繰 越 金	170,269
4 宝 満 川 上 流 流 域 下 水 道 入 事 業 費 収 入		562,514
	1 分 担 金 及 び 負 担 金	343,360
	2 国 庫 補 助 金	10,230

(単位：千円)

款	項	金額
	3 繰入金	93,406
	4 県債	27,100
	5 諸収入	1,119
	6 繰越金	87,299
5 筑後川中流右岸流域下水道事業費収入		2,153,819
	1 分担金及び負担金	730,405
	2 国庫補助金	747,778
	3 繰入金	212,023
	4 県債	278,300
	5 諸収入	2,760
	6 使用料	4
	7 繰越金	182,549
6 遠賀川下流流域下水道事業費収入		847,530
	1 分担金及び負担金	537,287

	2 国 庫 補 助 金	9,650
	3 繰 入 金	217,041
	4 県 債	68,200
	5 諸 収 入	15,352
7 矢部川流域下水道 事業費収入		2,426,673
	1 分担金及び負担金	609,522
	2 国 庫 補 助 金	950,872
	3 繰 入 金	338,971
	4 県 債	422,400
	5 諸 収 入	104,893
	6 使 用 料	15
8 遠賀川中流流域下水道 事業費収入		1,290,565
	1 分担金及び負担金	335,538
	2 国 庫 補 助 金	385,250
	3 繰 入 金	262,706

(単位：千円)

款	項	金額
	4 県 債	217,000
	5 諸 収 入	90,071
9 明星寺川雨水流域下水道 事業費収入		647,618
	1 分担金及び負担金	169,101
	2 国庫補助金	302,000
	3 繰 入 金	12,517
	4 県 債	164,000
歳 入 合 計		20,945,616

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 御笠川那珂川流域下水道 事業費		8,005,835
	1 御笠川那珂川流域下水道 事業費	8,005,835
2 多々良川流域下水道 事業費		3,100,634

	1 多々良川流域下水道費	3,100,634
3 宝満川流域下水道費		1,910,428
	1 宝満川流域下水道費	1,910,428
4 宝満川上流流域下水道費		562,514
	1 宝満川上流流域下水道費	562,514
5 筑後川中流右岸流域下水道費		2,153,819
	1 筑後川中流右岸流域下水道費	2,153,819
6 遠賀川下流流域下水道費		847,530
	1 遠賀川下流流域下水道費	847,530
7 矢部川流域下水道費		2,426,673
	1 矢部川流域下水道費	2,426,673
8 遠賀川中流流域下水道費		1,290,565
	1 遠賀川中流流域下水道費	1,290,565

(単位：千円)

款	項	金額
9 明星寺川雨水流域下水道費		647,618
	1 明星寺川雨水流域下水道費	647,618
歳出合計		20,945,616

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度	額
御笠川那珂川流域下水道建設費	平成23年度		1,435,500千円
多々良川流域下水道建設費	平成23年度		180,000千円
宝満川流域下水道建設費	平成23年度から 平成24年度まで		1,072,000千円
筑後川中流右岸流域下水道建設費	平成23年度		262,000千円
矢部川流域下水道建設費	平成23年度		1,410,000千円
遠賀川中流流域下水道建設費	平成23年度		363,000千円

第3表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
流域下水道事業費	2,259,700	<p>証書借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。</p> <p>証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき90円以上とする。</p> <p>発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。</p> <p>証券発行時期が適当でないと認められるときは、この起債にかわる短期債を起すことができる。</p> <p>起債時期は平成22年度とする。</p> <p>ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を平成23年度以降に繰り越すことができる。</p>	年9.0%以内	<p>起債年度から据置期間を含め30年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。</p> <p>ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。</p> <p>この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。</p> <p>償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。</p>

第 16 号議案

平成22年度福岡県住宅管理特別会計予算

平成22年度福岡県住宅管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 6,974,143 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

平成22年 3 月26日 議決

福岡県知事 麻 生 渡

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 県営住宅管理費収入		6,873,140
	1 使 用 料	6,547,797
	2 国 庫 補 助 金	110,484
	3 繰 越 金	190,968
	4 諸 収 入	23,890
	5 財 産 売 払 収 入	1
2 県営住宅敷金管理費収入		101,003
	1 繰 越 金	1
	2 諸 収 入	101,002
歳 入 合 計		6,974,143

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 県 営 住 宅 管 理 費		6,839,597
	1 県 営 住 宅 管 理 費	6,839,597
2 県 営 住 宅 敷 金 管 理 費		84,546
	1 県 営 住 宅 敷 金 管 理 費	84,546
3 予 備 費		50,000
	1 予 備 費	50,000
歳 出 合 計		6,974,143

第 17 号議案

平成22年度福岡県病院事業会計予算

(総 則)

第 1 条 平成22年度福岡県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | | | | |
|-------------------|-------|----------|------|-----------|
| (1) 病 床 数 | (精神病床 | 300 床) | | |
| (2) 患 者 延 人 員 | (入院患者 | 93,075 人 | 外来患者 | 35,280 人) |
| (3) 一 日 平 均 患 者 数 | (入院患者 | 255 人 | 外来患者 | 120 人) |

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第 1 款 病院事業収益		2,200,211 千円
第 1 項 医 業 収 益		1,797,016 千円
第 2 項 医 業 外 収 益		402,598 千円
第 3 項 特 別 利 益		597 千円

支 出

第1款 病院事業費		2,353,449 千円
第1項 医業費用		2,196,446 千円
第2項 医業外費用		140,926 千円
第3項 特別損失		15,077 千円
第4項 予備費		1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 116,021 千円は過年度分損益勘定留保資金 116,021 千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入		194,537 千円
第1項 負担金		194,537 千円

支 出

第1款 資本的支出		310,558 千円
第1項 建設改良費		18,753 千円
第2項 企業債償還金		291,805 千円

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第5条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第3条 支 出

第1款 病院事業費

第1項 医業費用

第2項 医業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

18,275 千円

平成22年3月26日 議決

福岡県知事 麻 生 渡

第 18 号議案

平成22年度福岡県電気事業会計予算

(総 則)

第 1 条 平成22年度福岡県電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

目標供給電力量 48,755,000キロワット時

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第 1 款 電気事業収益		485,778 千円
第 1 項 営業収益		469,621 千円
第 2 項 財務収益		15,832 千円
第 3 項 事業外収益		325 千円
	支	出
第 1 款 電気事業費		485,548 千円
第 1 項 営業費用		437,982 千円

第2項 財務費用	5,142 千円
第3項 事業外費用	11,753 千円
第4項 特別損失	25,671 千円
第5項 予備費	5,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額338,093千円は過年度分損益勘定留保資金329,135千円及び繰越利益剰余金処分額8,958千円で補てんするものとする。）。

	収	入	
第1款 資本的収入			0 千円
	支	出	
第1款 資本的支出			338,093 千円
第1項 建設改良費			26,043 千円
第2項 企業債償還金			7,050 千円
第3項 投資			300,000 千円
第4項 予備費			5,000 千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、20,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 163,252 千円

(2) 交際費 215 千円

(たな卸資産購入限度額)

第7条 たな卸資産の購入限度額は、1,000 千円と定める。

平成22年3月26日 議決

福岡県知事 麻 生 渡

第19号議案

平成22年度福岡県工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成22年度福岡県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|-------------|------------------|
| (1) 給水事業所数 | 52事業所 |
| (2) 総給水量 | 40,700,300立方メートル |
| (3) 一日平均給水量 | 110,900立方メートル |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 工業用水道事業収益			1,664,089 千円
第1項 営業収益			1,652,481 千円
第2項 営業外収益			11,608 千円
	支	出	
第1款 工業用水道事業費			1,469,205 千円

第1項 営業費用	1,204,788 千円
第2項 営業外費用	184,013 千円
第3項 特別損失	60,404 千円
第4項 予備費	20,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額

715,901 千円は過年度分損益勘定留保資金 435,575 千円及び繰越利益剰余金処分額 280,326 千円で補てんするものとする。).

	収	入	
第1款 資本的収入			0 千円
	支	出	
第1款 資本的支出			715,901 千円
第1項 建設改良費			307,079 千円
第2項 企業債償還金			398,822 千円
第3項 予備費			10,000 千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、13,000 千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 196,542 千円

(2) 交際費 128 千円

(たな卸資産購入限度額)

第7条 たな卸資産の購入限度額は、5,000 千円と定める。

平成22年3月26日 議決

福岡県知事 麻 生 渡

第20号議案

平成22年度福岡県工業用地造成事業会計予算

(総則)

第1条 平成22年度福岡県工業用地造成事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

前原IC南内陸部工業用地造成事業 土地造成 157,000平方メートル

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 造成事業収益		8,971 千円
第1項 営業収益		6,877 千円
第2項 営業外収益		2,094 千円
	支	出
第1款 造成事業費		171,997 千円
第1項 営業費用		105,530 千円
第2項 営業外費用		24,713 千円

第3項 特別損失

41,754 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,428,961千円は過年度分損益勘定留保資金1,428,961千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入

2,400,001 千円

第1項 工業用地造成事業収入

1 千円

第2項 他会計借入金

2,400,000 千円

支 出

第1款 資本的支出

3,828,962 千円

第1項 造成事業費

428,962 千円

第2項 企業債償還金

1,000,000 千円

第3項 他会計借入金償還金

2,400,000 千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、133,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なけれ

ばならない。

(1) 職員給与費	74,910 千円
(2) 交際費	457 千円

平成22年3月26日 議決

福岡県知事 麻 生 渡